

航空機掩体（えんたい）の建設工事に係る競争参加資格要件の緩和について

- 航空機掩体の本体建設工事については、建築一式工事として競争参加資格及び施工実績を設定し、発注してきたところです。
- 今般、航空機掩体の工事内容を鑑み、競争参加資格の要件に土木一式工事も認めることとしました。
- なお、この場合の施工実績はトンネル工事等が想定されますが、具体については、個別の発注ごとに設定いたします。

《競争参加資格要件の緩和》

区分	競争参加資格要件	備考
現状	建築一式工事に係る級別の格付を受け、総合審査数値が〇〇点以上	
見直し後	建築一式工事に係る級別の格付を受け、総合審査数値が〇〇点以上または土木一式工事に係る級別の格付を受け、総合審査数値が〇〇点以上	